

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険

国民健康保険加入世帯の世帯主宛てに、7月中旬に納税通知書を発送します。納期限までに納めましょう。

■課税限度額の変更

地方税法施行令の改正で、国保税の課税限度額と軽減判定所得が表1・表2のとおり変更になりました。

※世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主の所得を加算して判定します。

※世帯の国保加入者の中に所得申告をしていない人がいる場合、軽減が行えません。

問い合わせ先 通知書…税務課 ☎ (76)0964

納付…納税課 ☎ (76)0956

■国民健康保険の保険証を7月に発送

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月下旬に普通郵便で郵送します。簡易書留での郵送を希望する場合は、7月11日(火)までに申請が必要です(毎年申請が必要)。

■70～74歳の人は保険証と高齢受給者証が1枚に

70～74歳の人は、保険証と高齢受給者証が一体化された保険証1枚で受診可能です。保険証に記載の負担割合をご確認ください。

■滞納者へは「資格証明書」を交付

災害などの特別な理由もなく、1年以上保険税を滞納している人には資格証明書を郵送します。資格証明書を提示して医療機関などで受診する場合、一度医療費を全額支払わなければならないため、保険税はきちんと納めましょう。

問い合わせ先 市民課 ☎ (76)0972

【表1】課税限度額の変更

区分	変更前 (万円)	変更後 (万円)
医療給付費分	65	65
後期高齢者医療制度への支援金分	20	22
介護保険への納付金分(40歳～64歳)	17	17

【表2】被保険者均等割額と世帯平等割額の軽減

軽減割合	軽減判定所得(※1) (対象となる世帯の前年の所得金額)	
	変更前	変更後
7割	10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)(※3)+43万円以下	
5割	被保険者および特定同一世帯所属者数×28万5千円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)(※3)+43万円以下	被保険者および特定同一世帯所属者数×29万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)(※3)+43万円以下
2割	被保険者および特定同一世帯所属者数×52万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)(※3)+43万円以下	被保険者および特定同一世帯所属者数×53万5千円+10万円×(給与所得者等の数(※2)-1)(※3)+43万円以下

※1 世帯主、世帯の被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等および山林所得金額の合計です。ただし、65歳以上の人は、公的年金分の雑所得は15万円を控除した額とします。退職所得は含みません。

※2 給与所得者等の条件：給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超

※3 給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×(給与所得者等の数-1)を加算します。

後期高齢者医療保険

■後期高齢者医療保険料の決定通知書を発送

7月中旬以降に保険料の決定通知書を発送します。年度途中で75歳になる人や転入した人へは、別途お知らせします。

■便利な口座振替をご利用ください

保険料の納付は、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。希望の人は、通帳、届け出印を持参して、金融機関や市役所でお手続きください。

■新しい保険証を発送

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日からの新しい保険証(紫色)は、7月中旬に郵送します。8月になっても届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先 市民課 ☎ (76)0972

国保・後期に加入の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響による、保険税(料)の減免は、令和4年度で終了しました。年度末に資格取得した人などは、免除または減額の対象となります場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

「限度額適用認定証」をご利用ください

認定証を提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。医療費が高額になりそうな人は事前にお問い合わせの上、申請してください。

【既にお持ちの人】

- ・国保加入者…8月以降に窓口で更新手続きが必要
- ・後期高齢者医療加入者…現在、認定証の交付を受けていて、本年度も引き続き該当する場合、保険証と一緒に認定証を郵送